

家庭状況等調書記入上の注意

調書の内容は申請者本人の学籍等に関する部分を除いて、**2026年2月1日現在**の内容で記入すること。(申請期間中に家計等の状況が変化した場合には、奨学厚生課厚生チーム(03-5841-2554)までお知らせください。)

- ① 「氏名」のフリガナはカタカナで記入すること。
- ② 入居時の所属(未確定の者は予定される所属)に基づき、下記の所属コード一覧表のとおり所属コードを記入すること。

学部名	所属コード	研究科（学府）名	所属コード
法学部	0 1	人文社会系研究科	2 1
医学部	0 2	教育学研究科	2 3
工学部	0 3	法学政治学研究科	2 5
文学部	0 4	経済学研究科	2 9
理学部	0 5	総合文化研究科	3 1
農学部	0 6	理学系研究科	3 5
経済学部	0 7	工学系研究科	3 7
教育学部	0 9	農学生命科学研究科	3 9
薬学部	1 0	医学系研究科	4 1
		薬学系研究科	4 3
		数理科学研究科	4 5
		新領域創成科学研究科	4 7
		情報理工学系研究科	4 8
		学際情報学府	4 9
		公共政策学教育部	5 1
		その他	9 9

- ③ 入居時の所属(未確定の者は予定される所属)に基づき、「学部／研究科」等を記入すること。
修士課程、博士課程及び専門職学位課程の者は、該当する課程に○をすること。
入居時の所属(未確定の者は予定される所属)に基づき、本学への入学年度を記入し、「入学」に○をすること。進学した者は進学年度を記入し、「進学」に○をすること。
入・進学年月および修業年限(大学院学生は標準修業年限)も必ず記入すること。

【修業年限一覧（学部）】

- ・学部後期課程：2年
※但し、工学部3年次に高等専門学校より編入学した者は3年
- ・医学部医学科、農学部獣医学課程、薬学部薬学科（薬剤師養成課程）：4年

【標準修業年限一覧（大学院）】

- ・修士課程：2年
 - ・専門職学位課程（工学系研究科；原子力専攻）：1年
 - ・専門職学位課程（公共政策学教育部；公共政策学専攻）：2年
 - ・専門職学位課程（医学系研究科；公共健康医学専攻）：2年
- ※応募資格に記載されている実務経験を有する者は1年コースも有

- ・専門職学位課程（法学政治学研究科；法曹養成専攻）：3年
※ただし、法学既修者として入学を認められた者は2年
- ・博士後期課程：3年
- ・医学、獣医学又は薬学を履修する博士課程：4年
 - 医学系研究科；分子細胞生物学専攻、機能生物学専攻、病因・病理学専攻、生体物理医学専攻、脳神経医学専攻、社会医学専攻、内科学専攻、生殖・発達・加齢医学専攻、外科学専攻
 - 農学生命科学研究科；獣医学専攻
 - 薬学系研究科；薬学専攻
- ④、⑤ 「本人現住所」、「家族住所」が同一の場合は、「家族住所」のチェック欄の□に✓すること。
「本人現住所」欄の電話番号は、調査の内容確認のために連絡があるので、連絡の取れる番号を必ず記入すること。
- ⑥ 「家族及び所得」
「家族」
 - ア. 「家族」は、同居・別居に関わらず、申請者、家計支持者（原則、父母（又は父母に代わって家計を支える者））、家計支持者が扶養している申請者の兄弟姉妹を記入すること。祖父母や叔父叔母、家計支持者に扶養されていない兄弟姉妹は、その者が家計支持者でない限り記入しないこと。

（注） 1) 就学者は、「就学者」欄に記入すること。（申請時現在の在籍で記入）
「就学者」とは、大学（大学院・専攻科・別科を含む）・高等専門学校・高等学校（専攻科・別科を含む）・中学校・小学校・盲学校・ろう学校・養護学校又は専修学校（学校教育法第82条の3に規定する高等課程・専門課程に限る）に在学する者に限る。
各種学校（学校教育法第83条で規定するもの）、防衛大学校等の各省庁大学校（給与を支給される大学）に在学する者は「就学者を除く家族」欄に記入すること。
2) 通学別について、自宅・自宅外のどちらかを○で囲むこと。
3) 小・中学校以外は国・公・私立別を明記すること。

- イ. 主たる家計支持者には○印、別居者には×印をそれぞれ続柄の左につけること。
- ウ. 「年齢」は申請時現在で記入すること。
- エ. 「現在の職業」は「商業」などとせず、食料品小売業、洋服仕立業、国家公務員、地方公務員、小学校教員、会社員など具体的に記入すること。また、無職の場合でも空欄にせず、「なし」又は「無職」と記入すること。
- オ. 「在職期間」は、2年未満の場合には月数まで記入すること。（例：1年6か月）
- カ. 「勤務先」は、○○商店、○○会社、○○○省、○○町（村）立小学校などのように記入すること。

「所得」

- ア. 所得は1年間の収入金額及び所得金額を全て記入すること。
- イ. 同一人において2種以上の所得がある場合は、適宜上下に区分して記入すること。ただし、いずれも給与所得の場合は、合計金額を記入すること。
- ウ. 2024年1月2日以降、中途で就職・転職した場合又は新たに就職した場合は、年収（見込）証明書（別紙様式2）を提出し、証明金額を記入すること。
- エ. 申請者の祖父母、叔父叔母、家計支持者に扶養されていない兄弟姉妹にあっては、その者が家計支持者でない限り、所得を記入する必要はない。
- オ. 千円未満の端数は切り捨てること。

＜給与所得記入例＞

⑥ 就学 者 を 除	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先	給与所得の収入金額(税込)	所得金額(税込)
	○ 父	東京太郎	61	会社員	6年	○○△株式会社	2,891	607
	母	京子	60	農業				1,905

[所得証明書の一部]

平成26年度	県所得割額	円	県
年分合計所得金額 ¥2,449,290 円			
合計所得の内訳			
雑所得	得	¥607,690	円
給与所得額		¥1,841,600	円
* 以下	余白	*	円
			円
			円
			円
			円
			円
給与収入額	(内:専従給与)	¥2,891,020	円
年金収入額			円

給与所得の場合

- ア. 給与所得の収入金額（税込）は、2025年（1～12月）の給与・賞与等の収入総額（源泉徴収票にいう支払金額であって、1年間の税込総収入をいう。）を記入すること。
専従者給与・年金・恩給・失業給付金・生活保護法による扶助料・傷病手当金・児童手当等も給与所得の収入金額として計上すること。
※児童手当は世帯に該当者がいる場合に一律で定められた金額（0～3歳未満15,000円、3歳～高校生10,000円）を算入する。違う金額で受給している場合は証明書類を提出すること。

イ. 給与所得の場合は、所得金額（税込）欄には記入しないこと。

(注) 1) 同一人で 2 つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、合算した収入金額を記入すること。

2) 紙与所得者が2人以上居る場合には、各人ごとの収入金額を記入すること。

＜給与所得以外の記入例＞

⑥	就学者を除く	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先	給与所得の収入金額(税込)	所得金額(税込)
		○ 父	東京太郎	61	会社員	6年	○○△株式会社		2,891
		母	京子	60	農業				1,905

【確定申告書の一部】

年度	県 所 得 割 額	円 ¥64,600
年分 合計所得金額		円 ¥2,449,290
合 計 所 得 の 内 訳		
雜 所 得		円 ¥607,690
給 与 所 得 額		円 ¥1,841,600
* 以 下 余 白 *		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
給 与 収 入 額	(内: 専従給与 _____) ¥2,891,020	円
年 金 収 入 額	_____	円

給与所得以外の場合

ア. 農・林・水産・商・工業・不動産・利子・配当・外交員報酬・知人からの援助等、給与所得以外の性質を持つ所得について、2024年（1～12月）の金額を「所得金額（税込）」欄に記入すること。

イ、専従者給与は、当人の給与として計上すること。専従者控除についても同様とする。

(注) 「専従者」とは、家族の中で実際に自分の家で行っている農・林・水産・商・工業等に専ら従事している者をいいます。

ウ. 2024年1月2日以降、新たに事業を開始した場合は、年間収支見積明細書（様式任意）を提出し、見積金額を記入すること。

※以下の項目は、次により記入ください。

- ・⑧～⑩欄は、申請者が該当する場合には記入すること。
- ・⑪欄は、全員が記入すること。
- ・⑫欄は、家族住所が関東地方(首都圏)に在住する者のみ記入すること。

⑦ 申請者本人に収入がある場合は、2024 年度（4 月～翌年 3 月）の収入額または2025 年度の予定額を記入すること。

- ア. 日本学術振興会特別研究員・リーディングプログラム・SEUT フェローシップ (A・B)・博士課程研究遂行協力制度・RA・TA・チューター・ジュニア・スタッフ制度等の奨励金を受給している場合、当該所得に関する証明書を提出すること。当該証明書に金額及び期間の記載がない場合には、募集要項等の金額及び期間を説明できる書類を併せて提出すること。
- イ. アルバイトを行っている場合、本人のアルバイトに関する申立（証明書）書（別紙様式 8）を提出すること。
- ウ. 定職がある場合、**最新の所得証明書**を提出すること。（確定申告をしている者は、確定申告書（第一表・第二表）も併せて提出すること）また、2024 年 1 月 2 日以降、中途で就職・転職した場合又は新たに就職した場合は、年収（見込）証明書（別紙様式 2）を提出すること。（2024 年 1 月 2 日以降、事業を開始した場合は、年間収支見積明細書（様式任意）を提出すること）

⑧ 「障害等関係事項」欄は、申請者本人及び家族に該当者がいる場合、氏名を記入のうえ、次のように記入すること。

- ア. 2 名以上該当者がいる場合は、適宜、欄を分けて記入すること。
- イ. 心身障害、要介護、公害疾病、原爆被爆に該当する者は、チェック欄の□に✓の上、手帳番号を記入すること。なお、公害疾病、原爆被爆については、障害の有無について○で囲むこと。併せて、手帳等の写し（身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、介護保険被保険者証、公害医療手帳、原爆手帳）を提出すること。
- ウ. 申請時より 6 か月以上前から継続的に治療を行っており、今後も引き続き治療が必要な傷病に該当する者は、長期療養のチェック欄の□に✓の上、病名を（ ）内に記入すること。併せて、長期療養に係る医療費控除金額内訳書（別紙様式 6）を提出すること。

⑨ 主たる家計支持者が無職（失職）の場合は、発生年月・生活費の出所に記入し、就業見込の有無について○で囲むこと。

⑩ 主たる家計支持者が、勤務の都合により家族と別居（単身赴任等）し、同一世帯内で生活費が重複して発生している場合には、赴任先住所を記入すること。併せて、家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額申立書（別紙様式 5）を提出すること。

⑪ 「入居を希望する理由」欄は、申請するに至った事情を具体的に記入すること。なお、下記のような家庭事情がある場合、できる限り詳しく記入すること。

- ア. 家族の就職、退職、年金額の改定などにより、所得証明書と現在の状況が著しく異なる事情がある場合。
- イ. 父母等が別居している、あるいは家庭の特別な事情がある場合。
- ウ. 無職に近い状態や、収入があっても養育費等他からの援助を受けている場合。

⑫ 必ず「YAHOO!路線情報」等の乗換検索サイトで通学所要時間が 1 時間 30 分以上であることを確認してから記入すること。待ち時間等乗り換えに要する時間は含まれるが、最寄駅からキャンパスまでの時間は含まないものとする。なお、乗換検索サイトの表示結果を基に判断するため、検索結果に表示されない個別の状況については原則として考慮しないので注意すること。

家族住所から所属学部・研究科（配属研究室が所属学部・研究科とキャンパスが異なる場合は、主として滞在する場所を対象とする）までの通学方法のうち、合理的かつ経済的な方法により 通学した場合の経路及び所要時間（待ち時間等乗り換えに要する時間を含む）に照らして正確に記入すること。

通学所要時間の確認にあたって、分からぬ点がある場合は、奨学厚生課厚生チームまで問合せること。

火災、地震、風水害等によって被災を受けた家計の場合

入居申請書と一緒に、市区町村役場・消防署で発行した罹災証明書等を提出すること。また、被害金額が分かるもの（固定資産の課税評価額が分かる証明書、損害保険会社が被害状況を査定した書類など）、確定申告書により控除を受けている場合は確定申告書 を併せて提出すること。分からぬ点がある場合、罹災証明書などの準備が申請期間に間に合わない等の場合には、奨学厚生課厚生チームまで直接問合せること。